

市町村保育担当課長 様
市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

長野県県民文化部こども若者局
こども・家庭課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の
徹底について (依頼)

新型コロナウイルス感染症については、変異株 (アルファ株) の感染者の割合が増加し、従来株からほぼ置き換わったと推定されています。また、今後はアルファ株よりも感染しやすい可能性が示唆されているデルタ株への置き換わりが進むことも懸念されています。

これらの変異株に対しても、3密回避、マスク着用*、手洗い等の基本的な感染予防対策が有効とされていますので、引き続き対策の徹底をお願いします。

さて、従前から発熱に限らず、咳や喉の痛みなどの風邪症状がある場合は、出勤 (登園) させず、速やかにかかりつけ医等に相談するよう要請してきたところですが、症状があるにもかかわらず出勤 (登園) し、その後に陽性が判明した結果、閉園やクラス閉鎖等の措置が必要になるなど、保育等に重大な影響が生じている事案が散見されます。

つきましては、市町村においては、再度各施設に対して、下記 1 について周知徹底をお願いします。

また、既に御案内のとおり、7月3日に県が主催して開催したオンラインセミナーの動画を下記 2 のとおり配信しています。このセミナーの中で、このような場合の対応についても取り扱っていますので御活用ください。

記

1 依頼事項

(1) 施設長に依頼する事項

- ・ 毎朝、体調確認をすること。(検温等を含む。)
- ・ 風邪症状等があるときは、休暇取得や受診しやすい環境を整えること。
- ・ 職員の休暇取得時の代替確保など、必要な措置がとれる事前準備を行うこと。

(2) 施設長から全職員に周知を依頼する事項

- ・ 発熱、咳、倦怠感、呼吸苦、味覚・嗅覚症状等がある場合に加え、調子が悪いと感じた場合は、出勤 (登園) せず、かかりつけ医等に相談すること。
- ・ 最初に 1～3 日間だけ症状が出て、その後一旦軽快し、数日後に症状が出ることもあるので、最初に症状が出たときにかかりつけ医等に相談すること。
- ・ 風邪症状等があるため休暇を取得して他の職員に負担がかかることと、風邪症状等があるにもかかわらず出勤して後日陽性が判明した場合の影響の大きさ (施設内や利用児童の家庭内への感染拡大) を比較考量した場合、前者を選択すべきであること。

2 「新型コロナウイルス感染予防オンラインセミナー」動画配信の URL

<https://youtu.be/yw1UcY0z-mI> (7月30日(金)まで配信)

* マスク着用について、2歳未満は推奨しないこと、WHOは5歳以下の着用は必要ないとしていることに留意
オンラインセミナーの中でも、子どものマスク着用について言及がありますので、ご覧ください。